



### 転売サイトで購入した チケットが使えない!?

・公式HP と思いコンサートチケットを申し込んだが、海外の転売仲介サイトだった。転売サイトのチケットは利用できないことがあるため、解約を申し出たが応じてくれない。  
(30才代 女性)



**公式サイト**で購入しましょう。  
(公式サイトと紛らわしいサイトがあります)

- ネットで検索したサイトでチケットを購入したところ、公式サイトでないため「正規料金よりも高額」「会場に入れなかった」などのトラブルが寄せられています。
- ネット購入は通信販売であるためクーリング・オフはできません。解約はサイトの利用規約に従います。
- チケットの転売を禁止しているイベントもあり、転売チケットでは入場できないことがあります。  
※本年6月14日より「チケット不正転売禁止法」が施行され、チケットの不正転売やそれを目的としたチケットの譲り受けが禁止になります。
- 困ったときは、お住いの消費生活センターに相談してください。



少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を!

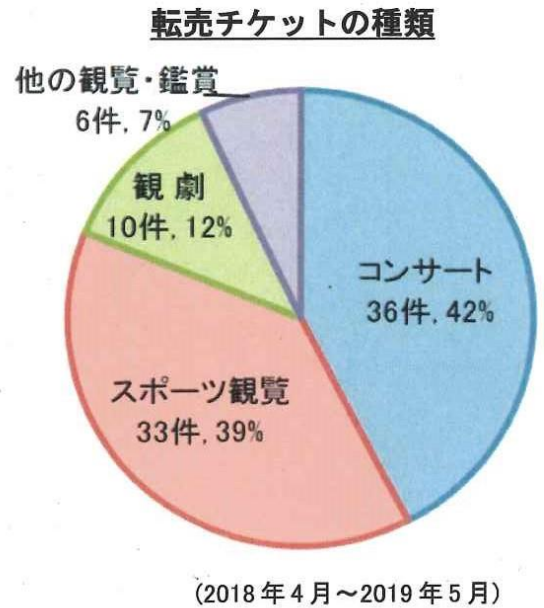
あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談センター	0794-63-1000		

**消費者ホットライン番号 188** (188泣き寝入りと覚えてね)

お近くの相談窓口につながります



## 【観覧・鑑賞チケットの「転売」に関する相談データ（兵庫県内）】



## 【チケット不正転売禁止法※の概要】

禁止される行為は？	<p>◎特定興業入場券（チケット）を不正転売すること。</p> <p>◎特定興業入場券（チケット）の不正転売を目的として、チケットを譲り受けること。</p>
対象となる特定興業入場券とは？	<p>不特定または多数の者に販売され、以下の①～③のいずれにも該当する芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットのこと。但し、<u>日本国内において行われるものに限る。</u></p> <p>① 販売に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、その旨が券面に記載されていること。</p> <p>② 興業の日時・場所・座席（または入場資格者）が指定されたものであること。</p> <p>③ 座席が指定されている場合、購入者の氏名と連絡先を確認する措置が講じられており、その旨が券面に記載されていること。</p> <p>なお、無料配布チケットや転売を禁止する旨の記載がないチケット、販売時に購入者または入場資格者の確認が行われていないチケット、日時指定のないチケットは<u>対象外</u>となります。</p>
罰則は？	<p>1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科せられます。</p>

※ 「特定興業入場券の不正転売の禁止等による興業入場券の適正な流通の確保に関する法律」の通称  
 詳細については、政府広報オンラインを参照  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201904/1.html>

## 【正規（公式）のリセールサイトの活用】

急用や急病などでチケットを利用できなくなった場合は、転売するサービスを提供している正規（公式）のリセールサイトを利用しましょう。正規のリセールサイトは興行主の同意を事前に得ているため、そのサイトを通じて「定価」で転売することが可能です。

(2019年6月作成)